

実施方針（変更版）に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
1	20	第2	3	(1)	ウ	<p>共同企業体は法人格が無い為、民法上においては組合の組織形態となる。組合とは各々の組合人が全責任を負う形をとる。企業体の場合「特定」の業者がなんらかの事情で仕事できなくなった場合、残りの構成員が責任を遂行する義務が生じる。その場合に、「一般」の建設業許可は建設業法上で遂行できなくなるので、「特定」と「一般」の組み合わせの企業体は民法上成り立たないのではないのでしょうか。</p> <p>よって、建設JVは代表者及び構成員はすべて特定建設業許可業者である必要があると考えます。</p>	<p>「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項をご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。</p>